### での国民年金保険料は、 ◇平成17年4月から平成18年3月ま 月額1万3千580円です

上げ額は、今後の賃金上昇率によって げられる予定となっています。 ら平成29年度まで毎年280円引き上 変化します。) 国民年金の保険料は、平成17年度か (引き

○早割制度

保険料

3月分

4月分

5月分

# ◇早割制度で保険料が割引に

# 割引額が増えます ①保険料の前納を口座振替にすると

平成17年3月中に申し込みをした場合

引落月

4月末日

5月末日

6月末日

ます。 口座振替では3420円の割引となり ると、現金払いでは2890円の割引 17年度分の保険料を一括して前納す (6か月前納も口座振替が有利

【早割りのイメージ】

○通常の口座振替

保険料

3月分

4月分

5月分

れてくる納付書で4月30日(今年は4 現金払いでの前納は、4月に郵送さ

> です。 金融機関等の窓口での支払いが可能 月末日が休日のため5月2日)までに

# ました ②月々の口座振替に早割制度ができ

の後の毎月の保険料が40円割引とな された保険料)が引落としとなり、 分の保険料(従前の保険料と4円割引 翌月末の初回の口座振替にて2か月 ります。早割制度の申し込みをすると 振替を早割にすると40円が割引とな 末引落し)は定額保険料ですが、口座 通常の口座振替(当月保険料の翌月

【該当すると・・・】

### 4月分以降の保険料から 40円割引

引落月

4月末日

5月末日

※口座振替日は、月末が金融機関の非営業日の場合は翌営業日

# 予制度ができます(国民年金) ◇30歳未満の若年者に保険料納付猶

6月まで) 得が低くても同じ世帯の世帯主 状況によって保険料の納付が猶予され を問わずに、本人とその配偶者の所得 歳代の方)については、世帯主の所得 でした。そこで学生でない若年者(20 年金保険料の納付は免除になりません る制度が新設されました。 ど)の所得が基準以上の場合は、 これまでの免除制度では、本人の所 (平成27年 (親 な 国民

### (対象者)

者本人及び配偶者の所得が基準額以下 である方 30歳未満 (学生を除く) で、 被保険

害となったり、死亡したりした場合に 反映されます。また、猶予期間中に障 納した場合は、 当時の保険料に経過した期間に応じ ただし、2年を過ぎて後払いする場合、 金や遺族基礎年金が支給されます。 た一定の加算額がつきます。なお、追 さかのぼって納められます。(追納) 猶予された保険料は、10年以内なら 一定の要件を満たせば障害基礎年 将来受け取る年金額に



# ます ◇第3号被保険者の特例が実施され

ができるようになります。 期間についても納付済期間とすること なり、2年以上前の第3号被保険者の ついて、特例的に届出ができるように 険料未納」の取扱いとなっていました。 となりますが、それ以前の期間は、「保 遅れてしまったときには、2年前まで はさかのぼって第3号被保険者の期間 今回の改正では、このような期間に これまで、第3号被保険者の届出が

### [対象者]

あって保険料の未納期間がある方 過去に第3号被保険者の届出もれが

### 該当すると・・・

れ、老齢基礎年金などに反映されます。 第3号被保険者の期間として扱

されます。 下旬に社会保険庁からお知らせが送付 更を行い、 たものとみなして、 必要はありません。 ている期間については、特例の届出の 未納」の取扱いとなっていると把握し て第3号に該当していながら「保険料 険者の届出があり、社会保険庁にお て自動的に保険料納付済の期間への変 なお、平成17年3月までに第3被保 該当する方に平成17年4月 社会保険庁におい すでに届出があっ

金を受給することはできません。 料納付済期間となっても、 の事故などにより、障害となった方に ※未納期間となっている期間中の不慮 ついては、今回の特例措置により保険 障害基礎年

# ◇特別障害給付金制度が始まります

給を行う制度です。 していない障害者に対して給付金の支 この制度は、障害基礎年金等を受給

# ○平成3年3月以前の国民年金任意加 入対象であった学生

加入していなかった期間内に初診日が のいずれかであって、国民年金に任意 ○昭和61年3月以前の国民年金任意加 に加入していた方の配偶者 入対象であった厚生年金、共済組合

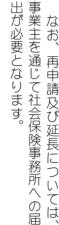
あり、 平成17年4月中に請求書を提出してく 当の障害の状態にある方です。 ださい。(5月に請求した場合は6月 りますので、給付金の請求をする方は、 は請求書を受付した月の翌月からとな 支所市民課で行います。給付金の支給 から市役所本庁医療保険課及び各総合 分からの支給となります。 請求書の受付は、平成17年4月1日 現在、障害基礎年金1・2級相

# ます(厚生年金保険) ◇育児期間中の配慮措置が拡充され

◇60歳代前半の在職老齢年金制度の

# が拡充されます ①育児休業期間中の保険料免除制度

の保険料免除制度が、子どもが満3歳 休業期間中の健康保険・厚生年金保険 に達するまでに延長されます。 子どもが満1歳に達するまでの育児 なお、再申請及び延長については、





# 見直し 老齢厚生年金を受給しているの歳代

# 被保険者となった場合は、これまで、 前半の方が、就労して厚生年金保険の

額に応じた支給停止のみとなる仕組み さらに年金額と賃金の額に応じて支給 年金額が一律に2割支給停止となり 支給停止が廃止され、年金額と賃金の 停止となっていましたが、一律2割の に変更されます。

社会保険庁から送付されます。 定される旨のお知らせが、6月中旬に なお、該当する方には、 年金額が改



### 第1号被保険者

報酬月額のままであったとみなされ、 届出を行えば、子が生まれる前の標準

なります。(保険料は増えません。) 将来の年金受取額が低下しないように

なお、2年前までさかのぼって届出

出を行ってください。

ている方は、直接社会保険事務所に届 ができますので、すでに会社を退職し

自営業や自由業の方 とその配偶者、 フリ 学生

### 第2号被保険者

月額

を1か月平均した額)が低下した場合

事業主を通じて社会保険事務所へ

勤務時間の短縮などによって標準報酬

(給与等、会社から支給される額

3歳未満の子どもを養育するため、

措置が実施されます

②育児しながら勤務する方への配慮

職場の厚生年金保険 や共済組合に加入し ている方



第3号被保険者 第2被保険者に扶養 されている配偶者

### 年金についての問い合わせ先

茨城年金電話相談センタ (年金相談専用電話です)

-1 **8 6** 後 5 1 **☎**029−302−

- 午前8時30分~午後5時まで (土・日・祝祭日及び年末年始を除く) ▶相談時間
  - \*電話による厚生年金、 国民年金に関する年金相談(障害年金を除く)を受け付けています。
  - \*障害年金に関するご相談は、社会保険事務所にお問い合わせください。

水戸北社会保険事務所(水戸市大町2-3-32)

代表電話番号 0 2 9 - 2 3 1 - 3 1 4 1

